

3月1日～3月31日までのお知らせを載せています。

子どもの健診・予防接種のお知らせ

種別	月日	場所	受付時間	対象	その他	
健診	歯科健診・フッ素塗布	3月22日(木)	中山農村環境改善センター	13:00～13:30	1歳～小学校就学前の幼児(6か月に1回受ける)	歯のアンケート、フッ素手帳、歯ブラシ、コップをお持ちください
	乳幼児健診	3月7日(水)	保健福祉センターだいせん	13:00～14:30	2か月～2歳6か月	母子健康手帳をお持ちください
		3月23日(金)	保健福祉センターなわ			
1歳6か月・3歳児健診	3月13日(火)	保健福祉センターなわ	13:00～13:30	1歳6か月児・3歳児	個人通知します	
予防接種	BCG	3月26日(月)	保健福祉センターなわ	13:00～13:30	3か月～6か月未満の未接種者	個人通知します

※健診、フッ素塗布についての注意事項

お住まいの各地区(大山・名和・中山)で受けることが基本となります。他の地区でも受けられますが、その場合申し込みが必要となります。福祉保健課にご連絡ください。

健康づくり、健康相談、介護予防教室のお知らせ

種別	月日	場所	時間	内容
3B体操	3月9日(金) 3月23日(金)	保健福祉センターだいせん	13:30～15:00	ストレッチ体操、ベル、ベルター、ボールを使って音楽にあわせて体を動かします。運動のできる服装でお出かけください。
	3月1日(木) 3月15日(木)	保健福祉センターなわ	13:30～15:00	
	3月13日(火) 3月27日(火)	中山農村環境改善センター	9:30～11:00	
大山町地域包括支援センター 医師 健康相談	3月16日(金)	保健福祉センターなわ	(受付) 13:30～14:00	骨密度測定、骨に関する相談 医師・保健師・栄養士による各種疾病の相談、心の相談どなたでも利用できますのでお出かけください。
鳥取大学医学部 脳神経内科医師 健康相談	3月5日(月)	松河原公民館	(受付) 9:00～9:30	血圧測定 医師・保健師・栄養士による健康相談
健康体操・ウォーキング	3月20日(火)	保健福祉センターなわ	13:30～15:00	運動指導士によるストレッチ体操、軽体操、町内ウォーキング

(お問い合わせ・相談先)

☆子どもの健診、予防接種、基本健診、各種がん検診、健康相談、健康づくり等に関することは
保健福祉センターなわ福祉保健課
TEL 0859-54-5207

☆介護保険、介護予防等に関することは
大山町地域包括支援センター
TEL 0859-54-2226
TEL 0859-54-5207

ふれあい会館のお知らせ

種別	月日	場所	時間	対象	内容
育児学級	3月8日(木)	保健福祉センターなわ	10:00～11:30	保育所に行っていない親子	絵本の読み聞かせ ひな祭り
	3月16日(金)	保健福祉センターだいせん			
すくすく広場	3月2日(金)	ふれあい会館	10:00～11:30	保育所に行っていない親子と妊産婦	季節の遊び
	3月9日(金)				
	3月23日(金)				
	3月30日(金)				
栄養相談	3月6日(火)	ふれあい会館	10:00～11:30	妊産婦、乳幼児	離乳食試食、栄養士、助産師の相談

☆あそびにおいでよ! 大山町ふれあい会館 TEL 0859-54-2395
開館時間 月曜日～金曜日(祝日は除く) 9:30～18:00 ○ふれあいの場として開放しています。(おもちゃ・絵本あり)
○行事はどなたでも参加できます。○たんぼ通信(月1回)発行

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

平成20年4月から

「後期高齢者医療制度」が始まります

☆「後期高齢者医療広域連合」が運営します

平成19年2月1日に「鳥取県後期高齢者医療広域連合」が発足しました。広域連合は都道府県単位ですべての市町村が加入し、後期高齢者医療制度を運営する保険者となります。

☆75歳以上の人は「後期高齢者医療制度」で医療を受けます

平成20年3月までは、75歳(一定の障害のある65歳)以上の人は国保や健保組合などの医療保険制度に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けますが、平成20年4月からは新たに独立した医療制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。これまで健保組合の被扶養者だった人も被保険者となります。

☆75歳以上の人は全員が保険料を納めます

所得などに応じて決められる保険料を全員が納めます。原則として年金から天引きです。健保組合などの被扶養者だった人も保険料を納めます。

☆給付については老人保健制度と変わりません

「後期高齢者医療制度」でお医者さんにかかったときに窓口で支払う費用は、かかった費用の1割(現役並みの所得がある人は3割)です。

被保険者となる人・・・広域連合の区域内である市町村に住む75歳以上の人、及び65歳以上で寝たきりなどの一定の障害がある人(広域連合の認定を受けた人)

被保険者となるとき・・・75歳になったとき(75歳の誕生日当日から)65歳以上の人が寝たきりなどの認定を受けたとき

詳しくは福祉保健課(TEL 0859-54-5207)におたずねください。